



# りそな銀行アジアニュース

2015年2月17日  
りそな銀行 国際事業部

## 外貨建オフショア債務規制に関するインドネシア中央銀行規制の改定について

2014年12月29日「民間企業の外貨建オフショア債務に関する規則」(新規則:16/21/PBI/2014)が発表され、2014年10月29日発表の「民間企業の外貨建オフショア債務に関する規則」(旧規則:16/20/PBI/2014)は廃止されています。新規則は、旧規則の枠組みを維持しており、旧規則では説明のなかった各種規制の詳細が発表されています。

### 1. ヘッジ比率規制

- ・四半期末(3、6、9、12月末)時点で外貨建対外債務を保有する場合に適用
- ・四半期末から①3か月以内、②3か月超6か月以内に期日の到来する外貨建債務が外貨建債権を10万米ドル相当超過する場合、少なくとも25%をヘッジしなければならない(2015年12月末基準報告分までは20%)
- ・ヘッジはインドネシア国内の銀行(外国銀行のインドネシア国内支店を含む)と行わなければならない
- ・インドネシア国外の銀行とのヘッジ取引は外貨建資産と認識せず、ヘッジ比率、及び流動比率規制の計算にも含めない(2017年1月以降締結分)
- ・会計通貨がUSD、且つ過去1暦年における輸出比率が売上高の50%を超える輸出企業の場合、本規制の対象外

### 2. 流動比率規制

- ・四半期末(3、6、9、12月末)時点で外貨建対外債務を保有する場合に適用
- ・四半期末から3か月以内に期日が到来する外貨建債務に対し、少なくとも70%の外貨建資産を保有しなければならない(2015年12月末基準報告分までは50%)

### 3. 格付取得義務

- ・2016年1月1日以降に外貨建対外調達を行う場合、事前に「BB-」相当以上の外部格付取得が必要、格付有効期限は取得日から最長2年間、国内格付会社による格付は国外格付会社と同等に扱う  
(国内)PEFINDO, ICRA 等  
(国外)Moody's, S&P, Fitch, JCR, R&I 等
- ・親会社からの債務、または親会社保証付の債務は親会社の格付を使用可能
- ・新設会社の場合、商業活動開始後3年以内は親会社(合弁の場合は最大株主)の格付を使用可能
- ・格付規制対象外
  - a. 既存債務の借換え(借入増加額は既存借入の5%、または2百万米ドル相当のどちらか大きい方まで可)
  - b. インフラプロジェクトに対する国際機関からの調達
  - c. 中央、地方政府のインフラプロジェクト向けの調達
  - d. 国際機関保証付の債務(JBIC、JICA等)
  - e. 貿易債務(trade credit)
  - f. その他債務

【出所:インドネシア投資調整庁 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723,2724  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

\* 禁無断転載



# りそな銀行アジアニュース

2015年2月17日  
りそな銀行 国際事業部

## 4. 中銀報告

- ・上記を中銀宛に報告しなければならない
- ・中銀は必要に応じて企業に確認書類の提出要請や直接調査などを行う

## 5. 罰則規定

2015年12月基準報告分より、上記に違反した場合、中銀より警告書が発行される。

また、海外債権者、国営企業省、財務省、金融サービス庁(OJK)、インドネシア証券取引所及び関係機関にもこれを通知する。

「外貨建債務」とは

- ・基準となる四半期末から①3か月以内②3か月超6か月以内に決済期日の到来する外貨建債務(借入元利金、買掛金、外貨売ルピア買為替予約、スワップ、オプション取引等)

「外貨建資産」とは

- ・現金、当座預金、普通預金、定期預金、市場売買可能な証券、売掛金
- ・基準となる四半期末から①3か月以内、②3か月超6か月以内に決済期日の到来する外貨建債権
- ・基準となる四半期より前に約定され、四半期末から①3か月以内、②3か月超6か月以内に決済期日の到来する外貨買ルピア売為替予約、スワップ、オプション取引
- ・過去1暦年における輸出比率が売上高の50%を超える輸出企業については、在庫も算入可能(製品の100%、半製品の50%、原材料の25%、付属品等は計算に含まれない)

以上

【出所:インドネシア投資調整庁 HP より】

照会先: 国際事業部(東京) 電話 03-6704-2723,2724  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

\* 禁無断転載